

保険医療機関における書面揭示事項

令和 6 年度の診療報酬改定に基づき、施設基準で定められている保険医療機関の書面揭示事項について掲載いたします。

<機能強化加算について>

- ・ ほかの医療機関の受診状況および薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・ 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・ 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

<医療情報取得加算について>

当院ではマイナンバーカードによるオンライン資格確認を実施しております。

質の高い診療を実施するためにオンライン資格確認による情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報）を取得・活用して診療を行っております。

<医療 DX 推進体制整備加算について>

当院では医療 DX を推進し、質の高い医療を提供できるように以下の取り組みを行っております。

- ・ オンライン資格確認システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ・ 電子カルテ共有サービスの取組を実施してまいります。（今後導入予定です。）

<明細書発行体制等加算について>

当院では領収書発行の際に個別の診療報酬の算定が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した医薬品の名称や行われた診療、検査の名称が記載されます。

<地域包括診療加算について>

- ・ 当院では、健康相談および予防接種に係る相談を実施しています。
- ・ 当院では通院する患者様について、介護支援専門員および相談支援専門員からの相談に適切に対応します。
- ・ 患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと、またはリフィル処方箋を交付することができます。

＜一般名処方加算について＞

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

のだて整形外科リハビリクリニック